令和７年（ワ）第５６１号　損害賠償等請求事件
原　告　　エンブレム札幌清田管理組合
被　告　　日本システム企画株式会社

被告証拠説明書(4)

令和８年８月４日

札幌地方裁判所　民事第３部　３係　御中

被告　訴訟代理人弁護士　　藤　　原　　大　　吾

【乙】号証	標　　目 （原本写しの別）		作成者 作成日	立証趣旨 （備　　考）
３２の１	内視鏡調査報告書（ライオンズマンション越谷北）	写し	被告 R3.8.30	1．本件の他にも、設置より１年後の効果判定が閉塞率の％差で１ポイント前後で、その後の効果検証でさらに閉塞率の改善が進んでいること等 2．特に、ライオンズマンション越谷北の４０３号室（乙３２）では、設置１年後では０．３ポイントの改善率であったが、設置１０年後では１３．４ポイントの改善率となっていること 3．参照箇所以外の他の号室においても、全てにおいて、同じく、設置より１年後の効果判定はもとより、その後の効果検証でもさらに閉塞率の改善が進んでいること等 （備考） 参照箇所（3頁）について、赤色線で囲んだ
３２の２	マンション管理新聞 （第1182号） （抜粋）	写し	株式会社マンション管理新聞社 R3.9.25	同上（乙３２の１の１、２及び３について） （備考） 参照箇所について、赤色線で囲んだ

３３	内視鏡調査報告書（エメラルドマンション東那珂Ⅱ）	写し	被告 R6.6.20	同上（乙３２の１の１及び３について） （備考） 参照箇所（3頁）について、赤色線で囲んだ
３４	内視鏡調査報告書（グラン・ドムール姪浜南）	写し	被告 H27.6.15	同上（乙３２の１の１及び３について） （備考） 同上
３５	内視鏡調査報告書（アンピール第2板付）	写し	被告 R7.12.25	1．同上（乙３２の１の１について） 2．特に、アンピール第２板付３０７号室（乙３５）では、設置１年後では０．５ポイントの改善率であったが、設置５年後では２．１ポイントの改善率となっていること （備考） 参照箇所（3頁）について、赤色線で囲んだ
３６	内視鏡調査報告書（セルダム高砂）	写し	被告 H26.6.25	同上（乙３２の１の１及び３について） （備考） 1．参照箇所（3頁）について、赤色線で囲んだ 2．表紙の宛先である「株式会社　大和商会」は、本物件の所有会社
３７	内視鏡調査報告書（シティコーポ延友）	写し	被告 H29.5.10	同上（乙３２の１の１及び３について） （備考） 参照箇所（3頁）について、赤色線で囲んだ
３８	内視鏡調査報告書（シティライフ上水前寺）	写し	被告 R6.9.11	同上（乙３２の１の１ついて） （備考） 参照箇所（3頁）について、赤色線で囲んだ